

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局市街地整備部住環境整備課（防災・耐震化計画グループ）（06-6208-9641）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定既存耐震不適格建築物に係る指示
概要	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成25年11月25日改正法施行）では、所管行政庁が特定既存耐震不適格建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって、政令で定める規模以上のものについて、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができるものとされています。また、指示を受けた当該建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとされています。
根拠法令等 及び条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条第2項及び第3項
処分基準	建築物の耐震改修の促進に関する法律 （特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等） 第十五条 （第1項 省略） 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 （第4項、第5項 省略）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000259022.html
備考	